

かながわロボットイノベーション2019 / モノづくりパビリオン with かながわ 2019

出展規程

出展申込書記入のご説明

申込書を記入する前に出展規程と併せてよくお読みください。

出展申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局へお送りください。確認後、申込書のコピーを担当者へご返送いたします。

1 出展希望展示会

出展を希望する展示会をお選びください。

2 出展者

- 「会社 / 団体名」は正確に、フリガナ・英文名も必ず記載してください。
- 「出展代表者」は本展の出展について、責任と権限を有する役職者のお名前をご記入ください。
※出展代表と出展担当を兼ねる場合は同一者名をご記入ください。
- 「出展担当者」は本展の出展に際し事務局との連絡窓口となる方のお名前をご記入ください。各種案内、出展マニュアル、招待券、ポスターなどの一切の書類は、出展担当者にお送りします。出展申し込み後、担当者に変更があった場合は、事務局までご連絡ください。
- 太字枠の部分は招待券及び公式 Web サイト公開時の原稿となります。
- 会場内の社名板、公式Webサイト上の出展者リストなど各種PRなどへ記載を希望する共同出展者がある場合はメールにてご連絡ください。

3 出展内容・出展物

本展における予定展示製品及び事業内容をご記入ください。公式Webサイトや各種印刷物の掲載原稿となります。

4 出展製品分野

予定展示製品及び事業内容に該当するものをご記入ください。

5 申込小間

- 申込小間数および出展料合計を該当する欄にご記入ください。
※「さがみロボット産業特区」の事業である①「重点プロジェクト」の指定企業、②「神奈川版オープンイノベーション」共同研究開発企業、③公募型「ロボット実証実験支援事業」の採択企業は、出展料金の割引【1出展につき、30,000円(税別)】が受けられます。
(本年度から過去3年以内に指定・採択されている企業が対象)
詳細は、神奈川県 産業振興課(TEL:045-210-5646)へお問い合わせください。
※消費税法改正に基づき、2019年10月1日より消費税率は10%に引き上げられることとなりました。そのため、本展の出展料金は支払い日に関わらず、開催期間の消費税率が適用されます。引き上げ時期が変更となった場合、差額を返金いたします。
- 支払い日と振込予定先
出展申込の受付確認後請求書を発行しますので、本展の開催日の1ヶ月前までにお支払いください。
出展申込書に、「支払い予定日」を明記してください。振込の場合には下記のいずれかの銀行をお願いします。
口座名 株日刊工業新聞社
 りそな銀行 (東京営業部 当座 656007) 三井住友銀行 (神田支店 当座 1023771)
 みずほ銀行 (九段支店 当座 21049) 三菱UFJ銀行 (神保町支店 当座 9000445)
※振込手数料につきましては出展者にてご負担をお願いします。
- キャンセルについて
出展を取り消された場合、下記の通りキャンセル料を申し受けます。
申込書受理日～2019年6月28日(金)まで 出展料の50%
2019年6月29日(土)以降 出展料の100%

6 ミニプレゼンテーションステージ

会期中、ミニプレゼンテーションステージにて発表・実演が可能です。
※出展申込小間を優先しますので、申込状況によって開催できない場合がございます。予めご了承ください。

7 招待券希望枚数 (無料)

本展招待券は、ご希望枚数を無料でご提供します。招待券完成後発送用封筒と合わせて、出展ご担当者にお送りします。

8 調査事項

各調査事項について、分かる範囲でご記入ください。

※提出書類 展示会に関わる各々の提出書類は、出展者説明会(横浜:2019年7月上旬 / 東京:2019年9月中旬予定)でお渡します。

1 出展の資格

本展にあたって、以下の条件を満たす企業・団体は出展資格を有し、出展申込みをすることができる

- 1-1. 主催者が定める出展規程(本書)、出展マニュアルに記されたルールを遵守すること。
- 1-2. 主催者との間で過去交わした全ての売買契約において、未払い・滞納がないこと。
- 1-3. 本展の出展対象となる製品・技術を有し、また本展においてそれらの展示・実演・発表を行うこと。

2 出展の申込み

本展への出展申込みは、出展申込書に必要事項を全て記入し、主催者へ提出することによってのみ可能とする。

3 出展契約の成立と有効期間

本出展申込書に基づく出展契約は、主催者が出展料金の請求書を発送した時点から、展示会終了後主催者による報告書作成、送付を完了した時点までとする。

4 出展者の認定

出展契約を結んだ企業・団体からの出展料金の支払いを主催者が確認した時点で、出展申込者を出展者と認定する。但し、受付予定小間を越える申込みがあった場合、出展を断ることがある。

5 出展実務における規定

- 5-1. 出展位置は主催者にて選考・決定し、原則として出展者説明会にて公開する。但し、選考基準は公開しない。
- 5-2. 出展小間は、搬入・出期間を含め出展者が維持・管理すること。
また小間の維持管理にあたっては、「出展マニュアル」に記された規程を遵守すること。
- 5-3. 会期中における出展小間には必ず対応者を配し、無人にしないこと。
- 5-4. 主催者の許可なく出展小間を譲渡・貸与・転売しないこと。
- 5-5. 主催者および運営事務局、協力企業、所轄警察・消防は、展示会の安全の維持管理の観点からいかなる時点においても出展小間内への立ち入り点検を行うことができる。ただし出展者了解を得て行うものとする。

6 出展契約の解除・出展の取り消しについて

主催者は以下の場合、出展契約期間であっても出展者に対し同契約の解除もしくは出展の取り消しを命じることができる。またその際発生する追加の経費については、出展者の負担とする。

- 6-1. 出展料金をはじめとする主催者からの各種料金の請求に、期日内の支払いを行わなかった場合。
- 6-2. 出展者の申請・届出・出展内容などに重大な虚偽が認められた場合。
- 6-3. 本規程及び「出展マニュアル」に記された規程を遵守せず、また主催者からの是正勧告に応じない場合。
- 6-4. 本展に関係なく、出展者が倒産・民事再生・手形の不渡りなど社会的信用を失墜した場合。
- 6-5. その他、主催者の信用を著しく失う事実が判明した場合。

7 免責事項

天災やテロ行為など、不慮の事態が発生した際、主催者は出展者・来場者の安全及び財産確保を優先し、展示会開催が不可能と判断した際は本展の中止や延期を決定することがある。
また、その際生じた損害について、主催者はその責任を負わない。

